

	新潟市教育委員会 平成25年5月 定例会会議録			
日 時	平成25年5月23日(木) 午後3時30分			
場 所	市役所本館6階 第1委員会室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長	欠席委員		
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	学校支援課長	高橋 恒彦
	教育次長	齋藤 博子	地域と学校ふれあい推進課長	河内 一美
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習センター 所長	三保 恵美子
	教育総務課長	岩名 俊明	生涯学習センター 次長	高橋 治
	教育政策担当課長	上所 隆	中央図書館館長	山川 正士
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館企画管理課長	松原 伸直
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館サービス課長	山下 洋子
	保健給食課長	田中 薫	歴史文化課長	倉地 一則
	生涯学習課長	鈴木 緑		
	教職員課長	高居 和夫	教育総務課長補佐	荒木 宣孝
	総合教育センター所長補佐	木澤 英二	教育総務課主査	石田 貴宏
その他の出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (7件)	議案番号	件 名
	議案第 3 号	通学区域の一部変更について
	議案第 4 号	教職員の人事措置について
	議案第 5 号	平成 2 6 年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用 図書採択に関する基本方針について
	議案第 6 号	平成 2 6 年度使用新潟市立特別支援学校並びに特 別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針に ついて
	議案第 7 号	平成 2 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校前期 課程用教科用図書採択に関する基本方針について
	議案第 8 号	平成 2 6 年度使用新潟市立高等学校用教科用図書 採択に関する基本方針について
	議案第 9 号	平成 2 6 年度使用新潟市立高志中等教育学校後期 課程用教科用図書採択に関する基本方針について
報 告 (2件)	記 号	件 名
		平成 2 6 年度使用新潟市立特別支援学校並びに特 別支援学級用教科用図書選定委員の委嘱について
		新潟市文化財の指定解除の諮問について
協 議 題 (1件)	記 号	件 名
		豊照小学校・湊小学校・栄小学校・入舟小学校の統 合に係る要望書について

## 第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に吉村委員及び織田委員を指名します。

## 第3 付議事件

○委員長 これより、付議事件に入ります。議案第3号「通学区域の一部変更について」教育政策担当課長に説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 平成23年から26年度の施行期間で、東区の西野、中野山地内で土地区画整理事業が行われていますが、その施行区域内の小学校と中学校の通学区域について、議案のとおり東中野山小学校と東石山中学校に平成25年6月1日から校区を変更しようというものです。

先月4月の教育委員会定例会の協議会でご報告しましたとおり、1つめは、南中野山小学校の通学区域を東中野山小学校に、2つめは、大淵小学校・大江山中学校の通学区域を東中野山小学校・東石山中学校に変更するものです。変更理由につきましては、資料に記載のとおりです。

別紙図面をご覧ください。土地区画整理事業の施行区域は、西側を県道4号新潟港横越線（通称赤道）で、北側を本所排水路、南側を日本海東北自動車道で囲まれた赤の点線の箇所です。

別紙図面2は土地区画整理事業の街区図で、通学区域が南中野山小学校・東石山中学校の区域と、黄色の大淵小学校・大江山中学校の区域の通学区域を東中野山小学校・東石山中学校に変更しようというものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 この件に関しては、先月の定例会で、各委員からさまざまなご意見などが出ました。改めて、質問あるいは意見などがありましたらよろしくお願いいたします。

○佐藤委員 十分協議して、最終的にはこの地域の子供たちの教育の観点から見て、これがよろしいと最終的には意見の一致を見たところでは、私としては、異論はございません。

○委員長 そのほかの委員の方はいかがですか。

○吉村委員 異議ありません。

○委員長 それでは、改めて、この議案第3号について、承認してよろしいでしょうか。それでは、承認いたします。

続いて、議案第4号「教職員の人事措置について」は、人事案件により非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

よろしければ、協議会終了後に非公開案件として再開して、審議いたします。

続いて、議案第5号「平成26年度使用新潟市立小学校・中学校用教科用図書採択に関する基本方針について」から議案第9号「平成26年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針について」までは関連があるため、一括して、説明いただいた上、審議いたします。学校支援課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長

それでは、議案第5号から第9号まで一括してご説明いたします。

はじめに平成26年度使用教科用図書の採択についてです。これは、平成22年度に小学校、平成23年度に中学校の教科用図書の採択替えを行い、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条により、それぞれ同一の教科用図書を採択する期間は4年間となっております。無償措置法第14条により、その4年間の期間においては、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。以上を踏まえて、平成26年度使用新潟市立学校用教科用図書採択に関する基本方針についてご説明いたします。

まず、小学校・中学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1点目、教科用図書の採択に関しては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、関係法令及び通知に基づいて厳正に行う。

2点目、平成26年度使用の教科用図書は、無償措置法第14条の規定により、平成24年度に採択し、今年度使用しているものと同一の教科用図書を採択する。

3点目、平成24年度と同一の教科用図書を採択するに当たっては、学校運営や学習指導の任に当たる教職員による教科用図書の調査・研究の報告を参考にし、教育委員会が採択する。

以上、基本方針は3点になります。

高志中等教育学校前期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても今ほどと同様となります。

次に、特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1点目、小学校、中学校と同様、無償措置法、関係法令及び通知に基づいて厳正に行うこと。

2点目、平成26年度使用の教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による一般図書を除いて、無償措置法第14条の規定により、平成24年度に採択し、今年度使用しているものと同一

の教科用図書を採択する。

3点目、平成26年度使用の教科用図書のうち一般図書、いわゆる絵本等の採択を行う。

4点目、一般図書の採択に当たっては、新潟市の特別支援教育関係教職員及び保護者の代表による調査・研究の報告を参考にし、教育委員会が採択する。以上、基本方針は4点となります。

次に、高等学校用教科用図書採択に関する基本方針についてです。

1点目、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定によって、教育委員会が行うこととなりますが、採択に当たっては、各学校がそれぞれの教育課程に即して、教職員の意見や希望が反映されるようにする。

2点目、各学校長に、その学校に適する教科用図書を次の四つの項によって選定させ、その結果を尊重して採択する。(1) 自校の教育課程実施に最も適切であると判断される教科用図書であること。(2) 文部科学省の教科書編集趣意書等を活用するなど、教科用図書の比較検討を組織的、計画的に行うこと。(3) 選定のための委員会等を設ける場合は、人選や機構について慎重に考慮し、責任体制を明確にすること。(4) 不当な宣伝や勧誘に左右されることなく、公正を確保すること。以上が、基本方針となります。

高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針についても高等学校と同様となります。

以上であります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長

それでは、今の説明について、質問、あるいはご意見のある方は挙手をお願いします。

○沢野委員

一つ確認なのですが、議案第8号と議案第9号の高校の教科用図書ですが、これは学校長が採択するという事なのですか。

○学校支援課長

先ほど申し上げましたように、採択については、教育委員会が行います。その際に、各学校長に、その学校に適する教科用図書を先ほどの四つの項から選定させるということです。

○委員長

その結果を尊重して採択すると。よろしいですか。

そのほか、ご意見ございませんか。議案第5号から第9号まで承認してよろしいでしょうか。それでは、承認いたします。

#### 第4 報 告

○委員長

ここからは報告案件に入ります。「平成26年度使用新潟市立特別支援学校並びに特別支援学級用教科用図書選定委員の委嘱について」は、人事案件によって非公開としたいと思いますが、

ご異議ございませんでしょうか。よろしければ、協議会終了後に、非公開で報告していただきます。

続いて、「新潟市文化財の指定解除の諮問について」歴史文化課長に説明をお願いします。

#### ○歴史文化課長

指定解除予定の案件は、いずれも天然記念物となります。1件目が、秋葉区小戸上組にある大裏白樫という巨木で、高さ18メートル、胸高の周囲4メートル、樹齢は約400年と推定されます。巨大な根を擁壁のように露出させ大きく広げる姿は、見る人を圧倒するものでした。主の幹は空洞になっていて、強風による倒壊の危険があるため、上部の枝を剪定してあり、平成5年、旧新津市の文化財に指定されました。

文化財指定前の選定の際に幹の空洞部分を塞ぐ作業が十分でなかったため、木の内部に雨水が入り込んで腐食が進んでいました。根まで空洞が広がっており、露出している根の住宅側部分の腐食が特にひどく、所有者は住宅のほうへ倒れてくるのではないかという不安を抱くようになりました。平成23年11月、大裏白樫の樹勢が弱っているということで、歴史文化課と区役所の職員が現地を確認し、樹勢回復について所有者と話をしました。高齢の世帯で、市の補助を受けたとしても、費用のかかる樹勢回復は難しいということで、当面様子を見ることにしておりました。今年に入り、所有者は強風などにより、倒木する前に伐採したいと考え、秋葉区役所の担当者に電話をしましたが、うまく連絡がつかなかったそうです。結果として市に連絡をしないまま3月12日に地面から30センチメートルほどの位置で伐採をしました。4月9日強風被害の確認に回っていた秋葉区役所の職員が伐採されたことを発見しました。

4月22日、市の文化財保護審議会の天然記念物担当の委員に現地調査をしていただきました。樹の種類の特徴、切り株の状態、根の張り方などから倒木の可能性は低いが、住宅側に向かって露出している根の腐食は進んでおり、高齢の所有者が倒木の危険性を感じたのもやむを得ないとの意見でした。今後、伐採した切り株付近から若芽が芽吹いて生長していく可能性はあるが、ウラジロガシという樹木自体は稀なものではないということで、かつての当該樹木の高さや姿が文化財指定の理由になっていたということから、そうした姿が失われた現状では文化財指定を解除することが適当であると考えております。

2件目は、西蒲区旧潟東村横戸にある長徳寺の大松です。木の高さ20メートル、胸高周囲3.6メートルで樹齢は500年とも、600年とも推定されるクロマツです。長徳寺が創建された文禄4年には、すでにかなり大きな松であったらうという言い伝

えがある木です。昭和 49 年に旧潟東村の文化財指定を受け、平成 16 年に実施した調査で、樹勢が盛んで景観美を誇っていることが確認されています。昨年 9 月、マツクイムシによる松枯れが発見されました。マツクイムシの被害に遭うとその後の回復は見込めないということで、いずれは伐採しなくてはならないと所有者も話しておりました。この木は、お寺の本堂や庫裡に囲まれた中庭に生えていまして、伐採はもちろん搬出に関しても相当の費用がかかるものですから、所有者は檀家の方々と相談しながら伐採時期について検討していました。今年に入って、松枯れは一段と進みまして、枯れ枝が落下し、建物を損傷する恐れも出てきました。また、マツクイムシを仲介するカミキリムシの活動は気候が暖かくなるにつれて活発になるということから、周辺への樹木へ被害が拡大する恐れも出てきました。そうした状況を踏まえ、所有者は 5 月 8 日に当該樹木を伐採いたしました。

5 月 20 日に西蒲区役所職員が伐採されているのを発見し、翌日に歴史文化課の職員が現地を確認しました。写真のとおり、木の内部は大きな空洞になっていまして、松枯れの状態が相当進んでいたことが伺えます。今後、新潟市文化財保護審議会の天然記念物担当委員に現地を確認してもらうことになっております。

先ほど申し上げましたが、マツクイムシによる松枯れは治療方法がなく、回復も望めず伐採されたことから文化財指定を解除することが適切と考えております。以上の 2 点とも状況からして、伐採も仕方がなかったと思います。しかし、指定文化財ですので、切る前に手続きが必要なことを所有者に理解をしていただいていたことがなかったこと、そして、歴史文化課と区役所との連携が十分でなかったことを反省しお詫び申し上げます。

今回の伐採の報告を受けて、取り急ぎ各区役所の地域課に、すべての天然記念物の現状を把握し、報告するよう依頼したところです。同様のことが起こらないよう、各区役所の文化財担当者とより密に連携を図り、所有者の意識啓発や樹木医との連携、助成制度の充実等の再発防止策を検討してまいりたいと思っております。指定物件が滅失したため、文化財指定解除の手続きが必要となります。5 月 31 日に開催する文化財保護審議会に、指定解除について諮問し、審議会の答申を受けましたら、6 月の教育委員会定例会で指定解除の議決をいただきたいと思っております。

○委員長

この件に関して、1 件目に関しては、前回、説明があったものですね。2 件目に関しては、本日、新たに説明を受けました。

2件併せてでも、1件ずつでも結構ですが、その他、ご意見いかがですか。

では、私からいいですか。こういうことがあったので、担当職員も含め、現状を把握するということを今、言われましたけれども、これまでそういうことをしないのですか。こういう文化財については、例えば、木の場合は、毎年状況が変わっていきますよね。ましてや2件目の西蒲区の例を見ると、平成24年度に相談が入っているわけです。結果的に被害が拡大したということで、一方的に伐採になったと。この辺の管理体制というのはどうなっているのですか。

○歴史文化課長

ご指摘のように、文化財全体の把握は歴史文化課で行い、区役所地域課に、日常的な維持管理の状況を見回っていただく体制になっています。その連携が不十分であり、また、見回りが徹底していなかったということをお返事を反省しています。市町村合併後、特に合併地域における文化財の把握が第一ということで、歴史文化課で3年くらいかかりましたが、樹木に限らず、全文化財の所有者に会い、現状を把握する調査を行いました。その際に文化財を維持する上で、仮にそれが失われたり、破損したりなど、そういう被害が出た場合は、早めに区役所や歴史文化課に相談することをお願いしてきましたが、まだ徹底していなかったということだと思います。

今回の2件のうち、ご指摘の2件目の大松につきましては、昨年、マツクイムシの被害が発見されたと説明いたしましたけれども、先ほども説明しましたように、マツクイムシの被害に遭うと、枯れてしまい、手の施しようがありません。伐採をして、よその木にうつるのを防ぐという以外、手がないということです。伐採時期についてお寺側からの連絡を受けて調整するというのでやってきておりました。

1件目の大裏白檜の伐採を受けて、4月に各区役所の担当者が管轄する天然記念物の確認に回ったのですが、その段階では、この松については、枯れてはいましたけれども、立っているという状況でした。それが1か月後に回ると伐採されていたということでした。伐採の前に教育委員会に連絡が必要だということが徹底できていなかったということで反省しております。

○佐藤委員

マツクイムシの被害は、かなり新潟県内でも深刻になってきていて、おっしゃるように文化財指定の松でも風前の灯火と申すのです。もう手の施しようがないので、早急に伐採して、一括で文化財を解除して、新たに樹木の何らかの形での再生の施策を考えたほうが、かえって逆がいいのかなと。そのたびに市

の職員がぐるぐる回って、非常に非効率的だと思うし、その辺のお考えはないのですか。この段階に来たら自動的に解除してしまうみたいなルールも必要になるのではないですか。

○歴史文化課長

樹木の文化財というのは、生き物であり非常に管理がむずかしく、昨年度も2件ほど解除がありました。文化財保護審議会の委員の中にも専門の方もいますし、樹木医という立場の方もいますので、パトロールといいますか、専門的な見地からの対応策を私どもに提示していただく方向を取っていきたいと思います。委員ご指摘のように早め早めの対応を取っていくということでやっていきたいと思います。

○委員長

佐藤委員が言われたのは、管理体制が難しいという話ではなくて、早めに処置をしたほうが、次の樹木のフォローといいますか、新しいものをまた目指していくとか、そういう部分で判断能力のことを言っているのではないですか。判断材料を含めて。管理体制は難しいと思うのです。

先ほど、ご説明になったように、マツクイムシの被害を受けた樹木は治療してももう治らないわけでしょう。治らないと分かっているなら、それは早く伐採したほうが、伝染病も防げるし、だれが聞いても分かる話ではないですか。

○佐藤委員

それが文化財保護の指定をしているばかりに何も手をつけられないのであれば、どんどん解除して、民間にお任せして伐採するなりしてもらったほうが逆にいいのかなと。

○委員長

維持管理の難しさとは違う話を佐藤委員はしていると思うのです。維持管理は難しいですよ。虫がつかないように。それを維持管理と言うのではないですか。でも、もうマツクイムシがついてしまったものは治らないわけですから。

○佐藤委員

老舗の企業に、いくら貸出をしても、倒産する企業は倒産するのです。基本的には同じことなのです。だから、そういう観点からいって、どこかできちんと切っていくという判断は必要だし、どうせならまとめて、まずいものは一気にがんとやってしまうというものは必要。効率も悪いし、経費もかかるし、やはりコストパフォーマンスを考えると非常によくないということなのです。

○歴史文化課長

この長徳寺の松につきましては、お寺、庫裡と囲まれているため、伐採費用が結構かかるということで、市の文化財に指定されているので、伐採費用を市が見てくれないかというお話があったのです。市の文化財の助成制度には、樹勢回復についての助成制度はありますが、伐採に助成する制度はありません。

○佐藤委員

だから勘違いしてしまうのですよね。結局、そうやって文化財にしてくれたら、市が何とかしてくれるのだろうと。それは

きちんと説明して、これは寿命ですからと正直に言ってあげて、伐採するときはそちらでやってくださいという話をしてあげないと。

○委員長

伐採費用というのは、所有者の負担ですか。指定しておいて出さないのですか。そういうケースでも。強風で倒れて家が壊れる可能性がある木を自分の費用で伐採するのですか。身の危険を感じたら、切りますよ。

○歴史文化課長

個人所有の場合については、伐採をする経費については、その方の負担です。

○佐藤委員

指定とか、そういうものは関係ないということですよね。逆に言うと。

○阿部教育長

佐藤委員は、もうだめな場合は、早めにみんな所有者に伐採してもらったほうがいいのではということだと思います。ただ、今回のようになくなったものは指定解除できるけれども、今あるものを、文化財を解除しますということは、なかなかできないことなのですよ。

○歴史文化課長

基本的に、将来に残しましょうということで指定したものですから、それを所有者の人の意図で簡単に解除ということはあってはならないと考えています。

○阿部教育長

そこをそうではなくて、例えば、今回のように枯れることが明らかなものは、解除するという仕組みを作ったらどうかということですよ。

○歴史文化課長

特にマツクイムシのように、他に被害を広げる恐れのあるものは、早めに解除するように努めていきたいと思います。

○委員長

ほかの方、ご意見、ご質問ございませんか。では、今回の事例を一つ参考といいますか、重く受け止めていただいて、次に、適切な処置ができるような方向にご検討いただきたいと思いません。ありがとうございました。

では、これで報告を終了いたします。

## 第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求める。

○教育総務課長

6月定例会は6月6日（木）午後3時30分から、7月定例会は7月8日（月）午後3時30分から、8月定例会は8月7日（水）午後3時30分からでお願いしたい。

## 第6 閉会宣言

○委員長

午後4時50分、閉会を宣言する。

## 第7 協議会

○委員長

これより、公開の協議会に入ります。「豊照小学校・湊小学校・栄小学校・入舟小学校の統合に係る要望書について」教育政策担当課長に説明をお願いします。

○教育政策担当課長

二葉中学校及び舟栄中学校区内の四つの小学校統合の要望書が地域コミュニティ協議会より提出されましたので、ご報告いたします。はじめに経緯です。二葉中学校・舟栄中学校区では、昨年1月にコミュニティ協議会、保護者、学校に関わる地域団体の代表からなります地域検討会が設立され、中学校の適正配置について検討が行われました。そして、昨年5月の地域コミュニティ協議会からの両中学校統合の要望書の提出となりました。この中学校の適正配置に引き続き、この地域検討会で両中学校区内の四つの小学校について、昨年7月から検討を行い、その結果、今年3月に4小学校の統合を地域への提言としてまとめ、地域コミュニティ協議会に提言を行いました。そして、それを受けた地域コミュニティ協議会から5月8日に市へ小学校統合の要望書が提出されたものです。

次に、要望書の内容です。要望項目は五つで、1点目は4校を統合して、平成27年4月より新しい学校として開校すること。2点目は、統合後の校舎は栄小学校を第一候補とし、増築工事期間中は入舟小学校を使用すること。3点目と4点目は、4校の校風や伝統の融合、中学校に隣接するロケーションなどを活かし、子供と地域に夢と希望があふれる新しい学校づくりを行うこと。そして、統合による児童や保護者の負担軽減に努めること。5点目は、統合により使われなくなる跡地施設の活用方法を市は地域と協議を進めること。以上が、地域からの要望です。

関係資料ということで、小中学校の配置図、児童生徒・学級数の推計をつけさせていただいております。また、要望書の写しもつけております。以上が地域からの要望で、本日の協議を踏まえ、後日、統合についてのご決定をお願いしたいと考えております。説明は以上です。

○委員長

それでは、この件に関して、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

○佐藤委員

一番懸念されるのは子供たちの通学路です。その辺のところはどのようにお考えになっていらっしゃいますか。それに関して、要望はなかったのでしょうか。

○教育政策担当課長

地域からも、やはり通学路が大幅に変わるということで、通学路の安全に関して点検してほしいと。その際、施設的に改修が必要なものについては、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと、お話を伺っております。

○佐藤委員

いわゆる入舟地区はかなり道路も入り組んでいますし、狭いし、自動車の道路幅も十分取れていないという状況の中で、徒歩で子供たちを通学させるというのは、やはりリスクと思う

のです。実験という用語があるのですけれども、スクールバスを一つ試験的に、ここの地域で走らせてはと思います。まだこうした広範囲に細かくスクールバスを走らせるのは、新潟市はやっていないかと。いい機会なので、いかがでしょうか。協議会でするので好きなことを言っているのですが。

○教育政策担当課長

通学距離につきましては、国の基準がございまして、小学校で4キロメートルと、中学校で6キロメートルというような大きな目安があります。この地域につきましては、栄小学校が統合校となったときの最長通学距離は1.4キロメートル。湊、豊照の場合の最長距離は豊照で約1.85キロメートル。湊は1.86キロメートルとなります。そして、入舟については1.25キロメートルです。国の基準からいきますと大幅に近いと。そういった中で、スクールバスというのはなかなか、他の地区の皆さんからご理解を得るのは難しいと思っております。

市内の小学校で、4キロメートル超えのところは15校あります。そういった中で、最長で1.5キロメートルを切るような地区でスクールバスの運行というのは難しいと考えています。

○佐藤委員

不公平じゃないかという話がでてしまうわけですね。

○教育政策担当課長

ただ、やはり施設のなといいますか、道路の形状で危険な箇所というものが通学路となったときにあれば、その改修も必要になると思っております。そこは区と連携しながら、通学の安全を確保していくということは必要かと思っております。

○吉村委員

いいでしょうか。それこそ協議会だから、今の安心安全の観点というのは、しかしさまざまな声が出てくるだろうと思うのです。残念ながら法的には、とてもじゃないが追いつかないわけです。そういうことも、やはり市として、地域の方の話を聞いていかなければならないことでしょうかから、私の言うことがよいかどうかは別として、例えば、これまで4小学校の登下校における事故発生率が非常に頻繁なのか、比較的少ないほうなのかということなのかも地域の方々に何かの説明をするときの数値として、どこで事故が多くて、どこが少ないということもあまり好ましくないのかもしれませんが、やはり安心安全ということは説明が一番必要であり、難しい点なのかなという気がしております。あとは基本的に学習とか、そういうことは基本がしっかりしているわけですからいいのですけれども、立地の関係でそこは十分にこちらのほうとしても準備しなければならないのかなということを感じます。

○教育政策担当課長

やはり統合することで、通学の方向がまるっきり変わるわけですので、そうしますと保護者は通学の安全安心というものが非常に心配な部分になると思っております。そして、ましてや今ほど

申し上げましたが、統合したとしても1.5キロメートルを切る、2キロメートルを切るというような範囲ですよとは言いましたが、豊照、湊、栄、入舟の今の校区の中では、それよりも短い通学距離ですので、統合することで通学距離が長くなるという不安もあろうかと思えます。そういった部分では地域の方と通学路については、どの通学路がいいのか、そういったものも一緒に相談しながら決めていく必要があるのかとは思っています。

○佐藤委員

道路行政もかかわってくるのですか。

○委員長

この地域は、まず最初に新潟島で顕著になってきた例ですけども、将来的に10年後を見据えた場合に、新潟島に必要とする中学校は1校とか、そういう数字が出ていますよね。そうすると、この問題というのは、小学校、中学校に限らず、新潟市の旧中心街、新潟島の中では将来起きてくるのです。そこで4キロメートル、6キロメートルということと言われると全部該当しないわけです。そういったことも含めて、私の希望としては、新潟島の将来へ向けてのモデル地区になるような形で地域の人たちと一緒に考えていっていただければと思います。具体的には、通う学校の場所が変わるわけですから、通学路が変わるわけです。それを地元の人たちが綿密に点検して、例えば、交通量の多いところと狭いところを通らなければいけないということになれば、どこまで可能かは分かりませんが、時間を限って一方通行にするとか。道路の規制も含めて、地域の皆さんと一緒に考えていく一つのモデルのケースに、佐藤委員が心配されている児童の登下校の安全という部分で、何かいいアイデアを出していけたらいいのではないかと思います。

○教育政策担当課長

これまでも通学路の設定に関しては、国道、県道、市道については安全であること、それとよい環境であることを基本に地域の方、保護者の方と相談しながら設定してきております。その部分のスタンスを忘れずに、新しい統合校への通学路についても、いろいろなアイデアを含めて、地域の皆さんと検討していく必要があると受け止めさせていただきました。通学路については安心安全を第一に検討してまいりたいと思います。

○佐藤委員

まだまだ続くのですけれども、結局統合しました、終わりました。これでとにかく終わっているわけではないわけです。そこから始まりなので、そこから課題が山のように出てくると思うのです。やはり課題というものをどんどん抽出する必要がある。今、言ったように登下校の問題、通学路の問題とか、多分、これがどんどん問題がいっぱい出てくるはずなので、やはりそれは出たときに対処していくのではなくて、想定される課題とか、問題を、各コミュニティ協議会の皆さんと一緒に協議して

いく必要があると思うのです。だから、それを想定される課題というものを全部列記して、それをどのようにして解決していくかということはこの地域の中で一緒になってやっていく必要があるかと思うので、是非それをいろいろな手法がありますから、やっていただければということが一つ。それと、学校の跡地利用について、各地域からの要望は出ているのですか。

○教育政策担当課長

まず、一つ目ですが、地域との協議というのが非常に大事だと思います。要望書にも書いてありますが、今後、統合中学校を含めて、子供のための協議をコミュニティ協議会としてもやっていくと要望書に書いてあります。そういった地域の受け皿の方々と一緒にいろいろな課題を出しながら、一つずつ解決していく方策を見つけていきたいと思います。それは、通学路の安全だけでなく、新しい学校の教育課程を含めて、地域の皆さんとご相談していく必要があるかと思います。

跡地利用は、地域の皆さんからは、まだこれからのことと伺っております。中学校については二葉中学校の跡地利用の検討が必要で、小学校については、それも含めて、今後、地域の皆さんと相談していくこととなります。

○委員長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。これで、公開の協議会は終了となります。

(非公開案件)

(付議事件

議案第10号「教職員の人事措置について」

審議し、可決する。)

(報告案件

「指導が不適切な教職員に関する委員会の報告について」

報告する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員